

令和3年度 第1回 赤穂市障害者自立支援協議会

1 開催日時 令和3年8月19日(木) 10:00～11:35

2 開催場所 赤穂市役所2階 204・205会議室

3 出席者

(1) 委員

児嶋佳文委員、内海貴美子委員、梅澤加織委員代理統括職業指導官横山正彦、深井光浩委員、木村佳史委員、藤田真紀子委員、溝端善子委員、富田千賀委員、中川裕美子委員、小田正勝委員、柿本裕一委員、山本亮委員、前田智子委員、松本松枝委員

(2) 事務局

柳生信(健康福祉部長)、山内陽子(社会福祉課長)、松田留美子(障がい福祉係長)、綿田薫(障がい福祉係主事)、柳井相談員(赤穂市障がい者基幹相談支援センター)

(3) オブザーバー

濱本さとみ(西播磨圏域コーディネーター)

4 報告事項

- 1) 第5期赤穂市障がい福祉計画の進捗状況(令和2年度)について【資料1】
- 2) 令和2年度障がい者手帳等所持者数について【資料2】
- 3) 令和2年度優先調達実績について【資料3】
- 4) 令和2年度各施設等における一般就労状況等について【資料4】
- 5) 令和2年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況について【資料5】
- 6) 令和2年度手話言語条例関連の取り組み状況について【資料6】
- 7) 事業所の開設について【資料7】

5 協議事項

- 1) 赤穂市地域生活支援拠点の整備について【資料8】
- 2) 令和3年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター事業計画について【資料9】

6 情報提供・意見交換

7 その他

8 閉会

事務局	<p>失礼します。それでは定刻が参りましたので、ただいまより令和3年度第1回赤穂市障害者自立支援協議会を開会いたします。</p> <p>私は本日の司会を務めさせていただきます、赤穂市健康福祉部社会福祉課長の山内と申します。本年4月に着任いたしましたので本協議会へは初めての出席となります。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>協議会に先立ちまして、お諮りしたいことがございます。本協議会は、協議会設置要綱第7条の規定で公開することとなっており、本日、3名の傍聴の申し出がありましたので、傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
事務局	<p>ありがとうございます。異議なしのお声がありましたので、本協議会の傍聴を許可することといたします。傍聴人が入場いたしますのでしばらくお待ちください。</p>
	(傍聴人入場)
事務局	<p>傍聴人におかれましては、赤穂市障害者自立支援協議会傍聴規程に従いますようお願いいたします。</p> <p>なお、本日の協議会におきましては、西播磨就業・生活支援センターの黒川委員より欠席の報告が、また、龍野公共職業安定所赤穂出張所の梅澤委員より代理人による出席の報告をいただいておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、赤穂特別支援学校の内海委員と社会福祉法人愛心福祉会の中川委員が少し遅れると連絡がありました。</p> <p>次に、本日の資料の確認をお願いいたします。</p> <p>(資料確認)</p> <p>それでは、次第に従って進めさせていただきます。</p> <p>次第2、健康福祉部長の柳生よりごあいさつ申し上げます。</p>
事務局	<p>皆さん、おはようございます。健康福祉部長の柳生でございます。</p> <p>本日は、今年度第1回の協議会の開催ということで、皆様方お忙しいところ、また、雨で足元の悪い中、ご出席を賜りましてありがとうございます。</p> <p>ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症が全国的に広がっておりまして、兵庫県でも緊急事態宣言が出されまして、明日から9月12日までの間がその期間ということになっております。本日は、ぎりぎり19日ですのでこういった形で会議を開催させていただいていることをお許しいただきたいと思います。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、任期2年目ということで昨年度に引き続きよろしくお願いいたします。</p> <p>本協議会でございますが、お手元の設置要綱にございますとおり、本市の障がい福祉に関するシステムづくりに関しまして、中核的な役割を果たす定期的な協議の場としての位置づけを持っておりまして、報告事項の説明、協議事項のご審議、またそれぞれのお立場で感じておられることなどを意見交換いただきまして、今後の障がい福祉施策に活かすべく課題を協議する貴重な場として、年2回を基本としてお集まりいただいております。</p>

	<p>このあと、事務局から報告事項で説明等がありますが、現在手帳を所持されている方、障がい福祉サービスを受けられている方につきましては、延 3,000 人強の人がいらっしゃいます。</p> <p>それぞれの多様なニーズに少しでも応じることのできるよう、本協議会におきまして、委員各位のご意見を頂戴しながら、障がいのある人が今以上により安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、各種施策に取り組んでまいりますので、皆様方のご協力を今後お願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。</p> <p>本日は、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この後の進行につきましては、本協議会設置要綱第 6 条第 1 項の規定により、会長が会議の議長となることとなっておりますので、会長の方に進行をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ここからは私の方で会の進行をさせていただきます。</p> <p>なお、先ほど部長の方からもコロナ禍という話、そういう状況、また今日は次第の方も盛りだくさんの内容となっておりますので、スムーズな議事の進行にご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、早速ではございますが、次第の 5、報告事項（1）第 5 期赤穂市障がい福祉計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料 1、A 3 版の第 5 期赤穂市障がい福祉計画・第 2 期赤穂市障がい児福祉計画進捗管理（P D C A）シートを元に説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料 1 と後ろについております参考資料を基にご説明させていただきます。2 枚目は活動指標にかかるサービス概要を参考につけさせていただいておりますのであわせてご確認ください。</p> <p>資料 1 は毎年報告させていただいているものとなります。国保連合会の実績値による令和 2 年度の確定値ということで報告させていただきます。</p> <p>表の上からですが、第 5 期計画で掲げた成果目標として 3 つの項目がございます。</p> <p>福祉施設の入所者の地域生活への移行についてでございますが、平成 2 8 年度の入所者数 6 2 人の 9 % の 6 人が令和 2 年度に地域移行することを目標としております。令和 2 年度までの地域移行の累計数は昨年と同数の 3 人となっております、令和 2 年度計画 6 人に対する計画比は 5 0 . 0 % となっております。</p> <p>施設入所者について、令和 2 年度計画は平成 2 8 年度基準値 6 2 人に対して 3 人減の 5 9 人と設定しておりましたが、実績は 6 人増の 6 8 人となっております。</p> <p>続いて、地域生活支援拠点の整備につきましては、平成 2 9 年度より設置済でございます。</p> <p>3 つ目に、福祉施設から一般就労への移行についてですが、一般就労の目標数については、令和 2 年度に平成 2 8 年度実績の 1 . 5 倍の 1 4 人を目標としております。令和 2 年度実績は昨年と同数の 9 人で計画 1 4 人に対する計画比は 6 4 . 3 % となっております。詳細につきましては、後ほど報告事項の（4）でご説明させていただきます。</p>

たきます。

就労移行支援事業の利用者数は、令和2年度9人の計画に対して9人の実績、計画比は100%となっております。

就労移行率3割以上の事業所については、3カ所中2カ所の計画としておりましたが、1カ所が達成ということになっております。

以上が成果目標になりますが、その成果目標を達成するために必要となるサービス提供量である「活動指標」につきましてご説明いたします。

表の左側が障害福祉サービス、右側が地域生活支援事業についてであります。

それぞれのサービスについて計画で定めた当初見込みと、年度末の実績値を記載しております。

表下部の「当該年度の評価」に記載しておりますが、計画に対する計画比が100%以下のサービスは重度訪問介護を除く訪問系サービス、居住系サービスの共同生活援助、日中活動系サービスの生活介護等であります。これは、前期実績の推移から算出した計画より利用者が少なかったことや、障がいの特性による受け入れ体制が確保されていないなどが要因として考えられます。また、日中活動系サービスの同行援護・行動援護は、新型コロナウイルスの感染拡大が影響し、利用者が外出を控えたことが利用減となった主な要因でございます。

逆に、計画に対する計画比が100%以上のサービスは、訪問系サービスの重度訪問介護、日中活動系の就労関係のサービスや短期入所、障害児通所系サービスですが、就労系サービスについては、社会参加促進の観点から利用者数が増加傾向にあること、障害児通所系サービスについては受入れ体制の充実、連携体制の強化が図られたことが需要の掘り起こしにつながったことが主な要因と考えております。

地域生活支援事業について、手話通訳者の派遣や移動支援・日中一時支援は、同行援護等と同様に新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、大きく減少しています。手話奉仕員養成講座は新型コロナウイルスの感染防止のため、受講定員を当初20名を予定しておりましたが、半分の10名に絞って実施いたしました。地域活動支援センターは市外施設を利用される方がおられたため、実施個所数が100%以上となっております。

また、その他の事業については概ね予定通り推移しておりまして、基幹相談支援センターによる相談支援や関係機関との連携は、引き続き、図られているところであります。

障害福祉サービスの次年度（令和3年度）への改善点としては、計画策定の段階で多くのサービスが前年比増の見込み設定をしており、利用推移をみても計画比の向上が見込めないサービスがありますが、この第5期計画を基に、昨年度、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定しており、引き続き、サービス等利用計画から見える需要と事業所の受け入れ態勢を鑑みて必要なサービス量の確保に努めたいと考えております。

特に就労継続支援、生活介護やグループホーム等について、適正な見込み量の把

	<p>握と必要なサービスの地域資源の確保が必要であると考えています。</p> <p>計画相談支援は、障がい者、障がい児ともサービス利用は年々増加しているため、さらなる体制強化に努めたいと考えています。</p> <p>地域生活支援事業については、引き続き事業を継続して実施するとともに、障がい者に対する理解促進のための研修・啓発を行ってまいります。また障がい者基幹相談支援センターを中心として関係機関と連携を図るよう努めてまいります。</p> <p>以上を踏まえまして、協議会でのご意見をご検討いただければと考えております。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問等がありましたら、お願いします。</p>
委員	<p>就労移行支援事業なんですけれども、SORAとさくら園がやっておりますが、就労に関することについては皆さん悩みを抱えておられると思います。特に就労移行に関しては、企業さんでの実習がコロナのためなかなかできなくなっておまして、元々ある程度できる方はスムーズに卒業されていくんですね。ところが、ギリギリのところでは何とか実習を積んで積んで2年時間を使って何とかというケースがこれまでも多かったですけれども、そういう方々がまず実習先がない。こういう方はこういう仕事に向いているんじゃないかなという選択肢が、非常に限られてきている。マッチングの問題もかなり出てきています。コロナ禍が1年半続いてですね、受け皿になっていただいている企業さんのほうが、かなりしんどい状況になってきていますので、この事業頓挫するんじゃないかと思います。SORAに関しましては、就労移行の定員は6名なんですけど実質2名ぐらいしかいない、事業を続けていけない。その2名の方も実習の受け入れ先がないので、なかなか前に進まないという状況で、かなり苦慮している状況です。コロナ禍の影響は大きいのかなというふうに思っております。</p>
議長	<p>ただいま、深井委員の方からご意見がございましたが、事務局の方からコメントはありますか。</p>
事務局	<p>実習先がなかなか見つからないという話ですが、赤穂特別支援学校の進路の先生の方からも同じような悩みがあるとお聞きしております。失業する生徒さんの実習先がコロナの影響で断られたり、今まで受け入れてくれていたところからできなくなって実習先が少なくなっていてどうしようか、といったようなご相談もあります。本当に難しい状況ではありますが、何とか就労移行の事業を継続していただければと考えております。市内に2事業所しかないのも、なくなってしまうと赤穂特別支援学校高等部卒業予定者の就Bアセスメントが市外の事業所に行かないとできなくなってしまうということもございますので、なるべく残していきたい事業であると考えております。</p>
委員	<p>状況は重々よく分かっているんですがね、やっぱり運営がやっていけない。要するに、今までの就労移行のシステムが確立されていたものが崩れてきちゃってるんです。それで頓挫してしまうということがあるので、行政の要望は要望で分かるん</p>

	<p>ですが、背に腹は代えられない状況がだんだん出てきているということは認識しておいてください。それと赤穂特別支援学校から依頼がありましたので、来年卒業見込みの方の実習をうちは受け入れて、看護助手さんとかそういうところでなんとか1人でも2人で採用できるようにしたい。医療系、看護系はやはりかなり仕事がきつく人材不足でもありますので、そういう点では役割分担をしてその子その子に応じた内容で就労できるように取り組んでいきたいと思えます。</p>
議長	<p>他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。</p> <p>先ほどの資料1のシートの下の欄の右の方に「協議会等意見」の欄もございますので、このあたりも含めまして何かご意見をいただけたらと思えますので、よろしく願いいたします。</p>
委員	<p>次年度に向けての改善点というところで、計画相談支援について利用者が年々増加しているため、さらなる体制強化に努めるというふうに書かれているんですけども、このさらなる体制強化について、具体的な取り組み案がありましたら教えていただきたいと思えます。</p>
議長	<p>事務局、お願いいたします。</p>
事務局	<p>こちらの体制強化につきましては、自立支援協議会の専門部会の相談支援部会を2か月に1回開催する予定で計画しております。その中で、事例検討や他の事業所と連携を図りまして、相談支援の質の向上といったところを中心に考えていけたらと考えています。</p>
委員	<p>ありがとうございます。サービス利用者が年々増加しているので、相談支援にあたっている相談支援員の質の向上を市としては図っていききたいということですか。量的なところでは、今現在市の中において、相談支援事業所の数とか相談支援専門員さんの数とか相談員1人当たりの件数とか、そのへん市としてはどのようにお考えでしょうか。</p>
事務局	<p>利用者が年々増えてきておりますので、事業所さんが増えたり相談支援専門員さんが増えてくれるとありがたいと思えますが、事業所や法人のお考えもあると思えます。現状として、本当に切羽詰まってどうしようもなくなっているという状況までには至っていないのかなと思えます。ただ、児童の方は確かにどの事業所もたくさん件数を抱えていて、辛うじて何とかなっているという状況ですので、事業所さんや相談支援専門員さんを増やすということについても、今後の検討課題だと考えています。</p>
委員	<p>ありがとうございます。従来、市が責任をもってきた部分についても、相談支援事業所に今役割が流れていっているというか任されていっている部分も大変多くて、その分相談支援事業所が果たす役割が大変大きくなっている中で、国の方も力を入れようとしているところは、加算の状況とかを見るとよくわかるんですけども、実態として相談員が足りてないんじゃないかとか事業所として運営していくには大変しんどい状況にあるんじゃないかというところは私も日々感じているので、その辺市としても注目をしてこの先の結果を見ていただきたいなと思えます。以上</p>

	です。
議長	ありがとうございました。他にございませんか
委員	<p>今の話の中で、私は障がいのある子どもを持つ親の立場として自治会や行政の方に知ってもらってというところはもちろんなんですが、相談支援専門員さんが一番身近に頼れて話を聞いて知ってもらえて、それを必要なところにその方から伝えていただくということが、今、うまくできていますので、一番身近な存在なんです。その相談支援専門員さんが、やはり人数が足りていなかったり、その人材の確保であったり、実際に他の方の話を聞いていると、本人さんとの話はできているんだけど、相談支援専門員さんに親の思いや心配がちゃんと伝わっていない方もあったりというのがあります。本人さんがある程度話ができるから、そこで話が済んでしまっているというのがあると聞いたりしましたので、そうではなくて親の気持ちも、親が本当は言わないとダメなんですけど、今まで頼っていた相談員さんがいなくなったとか、いろんな事情があってどこに相談したらいいか分からなくなったり、私もちょっと体調が悪くなってきて話を聞いてほしいんですけど、という声を聴いたりします。相談支援専門員さんにちゃんと話をしたら、そこからつないでもらえますよという話をしたんですが、親としては本当はかなり身近な存在ですので、その方たちの人材の確保であったり充実というか十分な支援ができるような環境ができるようにしていただいたりとか、あとスキルアップというところが今後は特に力を入れてしていただきたい。親がどんどん高齢化していてどうしたらいいのか分からない状況が出てきていて、その中で本人さんが何も言えないまま、そのまま我慢しながら進んでいるといったことが実際ありますので、その辺のところをうまく聞き出したり、それを何とか解決するというかどこかにつなげられるようなそういうような方向で、私たちとしては重要な存在ですので、そちらの方のスキルアップとか充実の方をお願いしたいと思います。以上です。</p>
議長	ありがとうございます。他にございませんか。
委員	<p>今のお話を聞いて、本当に相談支援専門員さんで大変だったんだなと改めて感じました。と言いますのは、今、兵庫県教育委員会のほうがトライアングルプロジェクトといって、家庭と学校と福祉とこの3つの連携をするようにと、教育推進計画の方でも挙げてきておまして、特に特別支援教育の計画の方ではそこが大きなものになっていて、ガイドブックまで県の方が作って出しております。その関係で、この3者が連携してということで、学校の方で支援会議をできるだけ開いて、子どもたちが地域の中できちんとした福祉制度に則ってサービスが受けられるように、また、そのサービスに学校が寄り添えるところは寄り添い、また、聞き取る場所は聞き取り、そういったところで今人生100年と言われていまして、そういうようなところも考えて、3者で教育を進めていくようにとされているものですから、こちらも教育支援計画を作るにあたって、相談支援専門員さんに「すいません、支援会議をしたいので学校に来てください」としょっちゅうお声掛けをしてるんですよね。しかし、なかなか日程が合わなかったりする中で、ある1人の方は230</p>

件余り持っているんですと言われて、改めてびっくりしてたんですけど、今お話聞かせていただいて本当にそうなんだなってよく分かりました。まして学校現場においてもそのような形になっていますので、なおさらやっぱり相談支援専門員さんの立ち位置といいますか、すごく保護者にとっても学校にとってもすごく重要な人材となっておりますので、ちょっと養成期間がどのくらいになっているのか私も勉強不足で分かっていないんですけど、市の方で何かしていただけるようなことがあれば、またそういったところもお願いしたいなと思いますし、また学校も相談支援専門員さんのそういったところもちゃんと理解してやっていかないといけないなと、大変今まで無理難題をお願いしてきたなと改めて思いましたので、そういったところも一緒にさせていただけたらなと思います。ありがとうございました。

議長

他にございませんか。

2つのことが出たと思います。まず1つは長引くコロナ禍ということで事業の継続が難しくなっている事業があるんだという認識のもとで、こういう計画に基づく事業をしっかりとそれらが継続していくような方策も今から検討する必要があるんじゃないかというようなことが1点、それからもう1点はいろんな事業の中の1つ、特に相談支援、当事者との接点というのか窓口というのか、非常に大事だという認識の下で引き続き体制の充実確保ですかね、それと相談支援専門員さんのスキルアップを図っていただきたいというようなことだと思うんですけども、そういうことでよろしいでしょうか。

そうしたら、まとめについては事務局の方に一任しますので、よろしく願いいたします。

続きまして報告の2に入りたいと思います。

報告事項(2) 令和2年度障がい者手帳等所持者数について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、資料2をもとに、ご説明させていただきます。

平成23年度以降の手帳所持者数、平成27年度以降の障害福祉サービス等受給者証数の推移になります。

1番の身体障害者手帳所持者につきましては、平成25年度のシステム導入時に死亡・転出者の一部が反映していなかった特殊要因がありましたが、その後の実数も年々減少傾向にあります。全体に占める65歳以上の高齢者の割合が74.6%を占めている状況で、高齢者の死亡数が新規交付数を上回っていることが要因でございます。

知的障がいの療育手帳につきましては、年々増加傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳については、令和2年度は若干減少しておりますが、全体としては増加傾向にあります。自立支援医療受給者証も精神通院医療が年々増加傾向にあり、令和2年度は前年度に比べ80人増の800人となっております。同じくらいの人口規模で、小野市が551人、加西市が649人であることを考えると非常に件数が多いということが言えると思います。

	<p>何らかのサービスを受けている方、障害福祉サービスは平成27年度と比較して36人増、障害児通所支援は平成27年度と比較して123人の増、地域生活支援事業は5人の増ということで、軒並みサービス受給者の数も増加傾向にあります。手帳の重複所持等を考慮しても3,000人以上の方が、我々と何らかの関係があるということになります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。何かこのことにつきまして、ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>特にないようでございますので、次に移ります。</p> <p>報告事項(3)令和2年度優先調達実績について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、資料3、令和2年度優先調達実績について、ご報告させていただきます。</p> <p>本市では、毎年調達方針を定めまして、庁内からの物品及び役務の調達において障害者就労施設等からの優先的な調達を推進しています。令和2年度の調達実績としては、弁当、お菓子などの物品系が1件10,500円、印刷、除草作業の役務系が15件1,754,142円となっております。年度別の推移をみますと、平成30年度に前年度比較で減額となっておりますが、令和元年度以降は昨年実績額を上回っております。</p> <p>調達実績については、毎年公表することになっておりますので、広報の6月号およびホームページにて公表しております。そのタイミングに合わせて、市内就労施設の紹介記事を掲載し、市役所からの発注だけでなく、市民や企業からの発注にもつなげていければと考えております。</p> <p>2枚目以降は調達方針、各事業所が受注可能な業務等を添付しております。市役所から優先調達を発注するには、このリストに作業名や品名を登録する必要があります。どの事業所でどんな仕事をしているのか、職員にもメール等で周知を図っておりまして、調達実績の向上に努めたいと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見やご質問等がありましたら、お願いします。</p> <p>特にないようでございますので、次、報告事項(4)令和2年度各施設等における一般就労状況について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料4をもとに、ご説明させていただきます。</p> <p>まず、市内障害者就労施設における一般就労状況についてであります。</p> <p>市内には令和2年度末時点で就労移行支援事業所2施設、就労継続支援A型事業所が3施設、就労継続支援B型事業所が7施設ございます。分類のところの赤穂市・市外については、サービスの支給決定を赤穂市が行っている人かどうかを示してい</p>

	<p>ます。</p> <p>資料1でも説明させていただきましたが、令和2年度の一般就労移行者は合計9名となっております。就労移行支援から3名、就労継続支援A型事業所から2名、B型事業所から2名、次のページになりますが、就業・生活支援センターから2名という内訳です。令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により就労活動も思うようにいかないといった声も多く聞かれましたが、昨年度と同数の方が一般就労されています。</p> <p>全ての就労支援事業所の定員数232人に対して269人の登録、利用があり、全ての人々が毎日フルに利用する状況でないため、若干の受け入れが可能というところですが、最近の相談状況なども考えますと、今後受け入れが不足してくる可能性があるといった状況です。各事業所での定員の検討等を働きかけするなどして、受け入れ態勢の確保に努める必要があると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただ今、説明がありましたけれども、ご質問等ございましたらお願いします。</p>
事務局	<p>議長、すみません。次の赤穂特別支援学校と西播磨就業・生活支援センターの状況についても続けて説明してよろしいですか。</p>
議長	<p>はい、お願いします。</p>
事務局	<p>すみません、続いて資料4の2枚目、赤穂特別支援学校の進路状況についてご説明させていただきます。</p> <p>令和2年度の赤穂特別支援学校における進路状況につきましては、卒業生16名のうち、一般就労が7名、就労継続支援B型が4名、生活介護が4名、施設入所が1名となっております。</p> <p>続きまして、その下になります。令和2年度の西播磨障害者就業・生活支援センターにおける就労状況につきましては、就労移行利用者から6名、就労継続支援A型から1名、就労継続支援B型から1名、在宅者から12名の計20名が一般就労に繋がっております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明も含めまして、一般就労状況等についてご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>先ほども申し上げましたように就労移行、就労A型、B型とありますけれども、一般の社会に出ていくための就労移行というのが本当にコロナの影響があると思うんです、景気の動向もあると思いますけれども。その辺のところでも最終的な出口が非常に狭まってしまっていて。B型とかね、利用者は増えてきつつあるのかなというふうに思います。先ほどちょっと言いすぎたんですけど、自立支援医療なんかを見ていまして、精神科の外来の患者さんが増えているんですよ。やっぱりコロナ疲れ、それと特に女性の鬱が増えてきたっていうのはマスコミでも言われていますけれども実際そうで、特に飲食、接客業等に関わられていた女性の方が失業されたり</p>

	<p>とか、そういう面が、赤穂の田舎でもそういうことが起こっていて、経済不安を抱える方が非常に増えてきている。実際に昨年度は自殺者も増えました。ずっと右肩下がりであった自殺者数自体が令和2年度は明らかに増えております。そういうところから精神科医療にかかる人はだんだん増えていて、それと共に失業される方も増えていて、療養せざるを得ない状況になっている方が増えていて、さあ、それで良くなったとして戻そうとするときに、社会の、いわゆる一般企業の窓口が非常に狭いという状況というのは、機能不全を起している状況。ですから、B型、A型で何とか維持ができる方はこれからも増えるかもしれませんが、本当に移行自体、窓口がすごく狭まっているので、その辺のところは工夫している現状です。実際に移行を見てもらうと、利用者数とか予定者数が0という感じのところを目立ってきていると思いますが、これがもっと進んでくるんじゃないかなと思っております。その状況に危惧しております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。他にございませんか。</p> <p>ないようでございますので、次、報告事項(5)令和2年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>失礼します。それでは資料5をもとに、令和2年度赤穂市障がい者基幹相談支援センターの運営状況についてご報告させていただきます。</p> <p>報告の前に資料の訂正があります。資料の4枚目のこども部会のところ。構成メンバーの上から3段目、「教育委員会指導課」となっておりますが「教育委員会学校教育課」に修正をお願いいたします。同じくその下の赤穂市サポートファイル検討委員会の委員のところも「教育委員会指導課教育指導担当係長」とあるのを「教育委員会学校教育課教育指導担当係長」に修正をお願いします。</p> <p>それでは、運営状況を報告させていただきます。</p> <p>1番の基幹相談支援事業につきましては、令和2年度の相談件数、2枚目を見ていただけたらと思うんですけども、全部で1,375件となっています。令和元年度の相談件数と比べると636件増えていました。増えた要因としましては、令和2年の10月から社会福祉課相談窓口ということで、これまで生活困窮の相談と基幹相談、別々で相談対応していたんですけども、窓口を一本化したことによる相談の間口が広がったということで、相談件数が増えたのかなと思っています。内容につきましては、これまでのように障がいに特化した相談内容だけではなく、障がいを含んだ経済的なことや人間関係など複合課題がすごく多かったなと感じています。資料の中の分類ではなかなか見えにくくて、その他のところがものすごく数が増えているんですけども、本当に複合なのでこれひとつというふうに絞れないのでそのような数字になっています。</p> <p>2番目の地域生活拠点事業につきましては、市内の社会資源の利用状況の把握と顔の見える関係づくりを主眼に各種会議に出席させていただきました。赤穂市地域</p>

生活支援拠点の整備につきましては、令和2年度は市内の障害福祉サービス事業所を対象に拠点の説明会を開催させていただきました。説明会の内容につきましては、後ほど報告させていただきます。

3番目の障害者自立支援協議会運営事業です。相談支援部会、しごと部会、こども部会、くらし部会の4つの部会を運営していますが、新型コロナウイルスの影響により、皆さん集まっての開催が難しかったというところもありまして、残念ながらあまり開催できておりません。ただ、アンケート等で皆さんのご意向を聞かせていただくという形で実施させていただきました。

4番目の理解促進等推進事業につきましても、新型コロナウイルスの影響でお話をさせていただく機会が減ってきているんですけども、お声がけいただいた時には積極的に参加させていただくようにしました。

運営報告については以上です。

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明がありましたが、ご意見やご質問等がありましたら、お願いします。</p>
委員	<p>ちょっと聞き漏らしているんですけども、636件の増ということで、全体の相談件数をもう一度お願いします。</p>
事務局	<p>全体の件数は1,375件です。</p>
委員	<p>これを何人でされているのですか。</p>
事務局	<p>基幹相談支援センターは2名で生活困窮の相談は3名ですが、こちらでカウントしているのは基幹相談の2名で対応したケースになっています。</p>
委員	<p>この1,375件、カウントとるだけでも大変だったなと思っていて、それで多分記録とかそういうものもついてまわって、データ処理をして、複合課題が多いと言われていたんですけども、そのケースの対応をして、これだけ会議の主催をして、かつ、関係する会議に参加をしてということで、大変な量を抱えてやっておられるんじゃないかと思うんですけども、そのへんの状況というか、大変すばらしいなと思うんですけども、担当者が過重労働も含めて大変心配な思いになるんですけども、そのへんはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ご心配ありがとうございます。</p> <p>相談員が2名に増えまして、業務を分担できるかなと思っていたんですけども、相談件数が年々、毎月ごとに増えていっているような状況で、一応委託としては4つの事業を受けているんですけども、どうしても相談に対応するウエイトが多くなってしまって、他の事業の実施が滞ってしまっているというのは、こちらとしても今後どうしていくかを検討していかないといけないなと思っているところです。</p> <p>個別の相談件数につきましても、先ほど相談支援専門員さんがすごく大変だという話も出ていました。直接基幹に入ってくる相談もあれば、相談支援専門員さんから、こういうケースがあつて対応をどうしていったらいいだろうかという相談もあつたりもするので、そこにも答えていかなければいけないというか、一緒に考えていっ</p>

	<p>たり、それプラス相談員さんのスキルアップというところも考えていったりすると、本当にやっていかないといけないのは重々分かっているんですけども、できていないところは申し訳ないなという気持ちでやらせてもらっています。</p> <p>本当に基幹がこなすべき相談や委託を受けている事業がどこなのかというところは、市の方ともよく協議をさせていただいて、過重労働になっていないかと心配していただいたところも考えていかないと、私一人だけでやっているわけではないので。一緒に働いている相談支援専門員のことも考えながらやっていけたらなと思います。すみません、個人的な考えになってしまったんですけども。以上です。</p>
事務局	<p>委託元の社会福祉課として、日頃大変な業務を担っていただいているというのは重々承知しております。</p> <p>相談件数が増えているということ、それからなかなか相談の終結が見えにくい、どこまで相談にのればこのケースは終結したと言えるのかということの見極めがなかなか難しいところではあるんですけども、少しでも負担を軽くするために、例えばこの件に関しては介護保険を利用すれば少しは解決できる、年金の担当に言えば解決できるとかというようなことで、少しでも出口というんですか、担当課の方に振れるものはどんどん振っていく、そういうふうな形で負担を減らしていけるようにということも庁内で連携して考えておりますので、今後もその体制でいきたいと思っております。</p>
委員	<p>私の言いたいことを言っていただいております。ありがとうございます。委託を受けている法人から2名の相談員にいただいておりますが、受けたときと条件が随分と違ってきています。はっきりいって私は過重労働だと私は思っています。派遣させた者として非常に申し訳ないなと思っています。基幹は基幹でがんばっていることを認識していただいて、回すものもちょっと考えていただきたい。あまりにも量が多すぎてこれではとても回らないというふうな状況になりつつあります。それと病院、当院の方との関係もできますので、そのへんのところはまたご相談申し上げたいと思います。</p>
委員	<p>今の両委員の話に重なるんですけども、先ほど言いました相談支援専門員の件で実際にあった他市に在住する子どもの話ですけども、通学保障の関係で義務教育なんだから教育が責任を持つべきだろうと県に通学保障をしてほしいと頼んだら、いや福祉サービスでしょ、相談支援専門員とか基幹相談支援センターに相談してくださいと言われたので、こんなことを相談するんですかと言ったら、福祉の分野だから、それが無理だったら市役所の福祉部局へ寄ってくださいと県の教育委員会にそのように言われて、私、啞然として逆に言い返したんですけども、そこでどうするかってなったときに、先ほども言ったように相談支援専門員さんがすぐお忙しい中でお話をさせていただいて、いろいろな事業所の所に整理するのは大変でちょっとしんどいのでと言われて、結局、本校の特別支援教育コーディネーターの方がそれぞれの事業所さんに回ってその説明をして、何とかこの子の通学保障に福祉サービスを使ってのご協力をいただけないかということで、今3か月かけてず</p>

っと話をしてくれています。それくらい相談員さんが本当にお忙しい中、逆に教育の分野でもさっき話したトライアングルプロジェクトを逆に捉えて、そういうふうに頼んだらいいやんというような姿勢もあるので、それはおかしいでしょという話をさせてもらっているんです。けれども、結局現場が回りにくいんだなというところの結果でもあるのかなと思っているので、どういう養成の仕方なのか分かりませんが、それこそ福祉分野を学んでらっしゃる学生さんが、卒業後にそういうようなところになにがしかの実習をしてフォローできるとかそういうような制度にもしないと、法律で制度だけ決まっていってあとながつかない。

今、本校で一番心配しているのは医療的ケア児支援法ができてしまったことなんです。言葉は悪いですけども、法ができてよかったなと思ってどんなことをしてくれるのかなと思ったら、理念法でこれからですと言われて、これからですって今見たら何も頼るところがないよね、本校の医療的ケア児の2人は今後どうしたらいいの。結局、教育の分野は教育に任されて何も動けない、それで困っている状態です。でも、親は理念法ができたから「やったあ」と思っているんです。すごく今まで苦労されてきたところで、やっと国が分かってくれたというか、やっとこの子たちに教育権なり生活権なりが保障された。「先生、法律ができたんですけども、どう変わりますか。」とわざわざ親が学校に来たんです。だから本当にすごく期待していたんだろ。そういうふうな分野がどんどん変わっている中で、現場が追い付かない、そういう事情が何もここだけの話し合いで解決するものでもないと思いますけれども、現実が片手落ちをしているということを、今、話を聞かせていただいてこの場で現状を話させていただこうと思いました。

議長	<p>ありがとうございます。相談支援については、最初のところでも充実と確保と言いましたけれども、コロナ禍という特殊な事情というのがあるんだろうと思うんですけども、逆に思えばどこに相談したらいいのかわからないというのではなく、市民の方がここに相談に来ているといういい面もあるんじゃないかと思います。充実については、予算が伴うので今の量ですね、それらも加味していただいて市の方で検討できるのであれば検討していただけたらと思いますので、よろしく願いしたいと思います。</p> <p>時間の加減もありますので、次に移りたいと思います。次、報告事項(6)令和2年度手話言語条例関連の取り組み状況について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>令和2年度手話言語条例関連の取り組み状況について、ご報告させていただきます。</p> <p>資料6をごらんください。手話言語条例関連の取り組みについてですが、ビデオ通話サービスの利用内容については、市役所の業務に関することへの問い合わせや手話通訳の依頼等となっていて、主に市の設置手話通訳者が対応することとしております。3月末時点で7名の登録があり、30回のサービス利用がありました。</p> <p>次に手話奉仕員養成講座の担当講師を養成するための研修を、赤穂ろうあ協会の</p>

	<p>ろう者の方に受講していただきました。令和元年度は手話奉仕員養成講座入門課程を受講していただきましたが、令和2年度は手話奉仕員養成講座基礎課程を受講いただき、本年度6月から開催しております手話奉仕員養成講座基礎課程の講師をお願いしております。</p> <p>手話通訳者の派遣については、1年間で件数が83件、通訳者110人の派遣、通訳時間が325.5時間となっておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大により、前年度に比べ件数で12件、通訳者の派遣人数で27人、通訳時間で254時間の減となっております。</p> <p>次の手話奉仕員養成講座入門課程についても、新型コロナウイルスの感染拡大を避けるため、受講申込者数を例年の半分の10名で実施いたしました。また、社協さん、一般企業さんへの研修・啓発についても、新型コロナウイルスの感染拡大により、実施件数は前年度より減っておりますが、研修等の際には市の職員と当事者の方がなるべく一緒に実施をしております、当事者を置き去りにすることなく、当事者の気持ちに沿った研修や啓発を行っていきたくと考えています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。このことにつきまして、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>特にないようでございますので、次、報告事項(7)事業所の開設について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、資料7をご覧ください。</p> <p>3つの事業所が新規開設しております。1番は令和3年1月1日に県から指定された赤穂らいふ・けあさんです。居宅介護・重度訪問介護の事業所になります。続いて、2番、こちらも同じく令和3年1月1日に県から指定されたヘルパーステーション鈴音さんです。こちらも居宅介護・重度訪問介護の事業所さんとなっております。この2つの事業所は、介護保険の訪問介護の事業所も兼ねております。3番が令和3年5月1日に県から指定された共同生活援助のファミリアさんです。定員は7名、体験利用枠も設けるとお聞きしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。このことにつきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>特にないようでございますので、次に移りたいと思います。</p> <p>4. 協議事項でございます。(1)赤穂市地域生活支援拠点の整備について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、資料8をご覧ください。</p> <p>地域生活支援拠点の整備についてでございます。赤穂市の地域生活支援拠点は面</p>

的整備で事業を進めているところでありますが、国から示されております5つの整備項目について、実施内容と今後の方針についてご説明させていただきます。

1番目の相談機能といたしましては基幹相談支援センターの相談員が2名体制となったことで相談機能の充実が図られているところであります。また、この協議会で愛称についてご協議いただきましたが、令和2年10月より基幹相談支援センターに「え〜る」という愛称をつけ、気軽に相談できる窓口として広報等で周知を図っています。今後の方針としましては、基幹相談支援センターの相談支援体制の確保と相談窓口「え〜る」の周知及び必要な機関との連携を図ってまいります。

次の緊急時の受入体制についてですが、緊急時の受入先として考えられる短期入所は日常的に不足しておりますが、現状の緊急時の対応としましては、事前に計画相談支援を担当している相談支援専門員に相談したり、親族や支援者等の対応により今のところは何とか対応できている状況です。今後の方針としましては、まずは平時から本人を中心に支援者との関係を築きまして、緊急時に既存の資源をスムーズに活用できるよう、支援者間のネットワークも重要であると考えておりますので、各機関の連携を図っていきたくと考えています。

体験の機会・場の提供については、障がいのある人の親亡き後や地域で暮らしていくために、体験の機会や場の必要性についてニーズ調査を実施しました。今後の方針としましては、短期入所やグループホームに限らず、どのような体験の機会や場が必要なのか検討していきたくと考えています。

専門的人材の確保・養成につきましては、各専門部会を活用しまして関係機関との情報共有や意見交換等を行いまして、スキルアップを図っております。特に相談支援部会につきましては、2か月に1回程度、情報交換や事例検討を実施しまして、相談支援専門員のスキルアップを図ったり、他の各専門部会に参加することで関係機関とも関係づくりができております。今後の方針といたしましては、引き続き、各専門部会を開催するとともに、講師等による専門的な研修等の実施も考えていきたくと思っております。

続きまして、地域の体制づくりについては、各専門部会を開催することで、事業所と関係機関の顔の見える関係づくりが図られており、また、関係機関と連携して市民や市民団体等に障がいや障がいのある人への理解促進のための周知や研修を実施しています。今後の方針としましては、引き続き、関係機関との連携を図りまして、障がい等に対する理解促進のための周知や研修を実施していきたくと考えております。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大のため、思うように部会や協議等ができませんでしたが、令和3年2月に市内の全事業所を対象に、地域生活支援拠

点説明会を開催いたしました。この説明会は、市内の事業所さんに赤穂市の地域生活支援拠点について理解していただき、各事業所の役割について考えていただくために開催いたしました。こちらの説明会につきましては、基幹相談支援センターから説明いたします。

事務局

失礼します。令和3年2月12日に拠点の説明会を開催させていただきました。説明会を開催させていただく前に、各事業所の皆さんが地域生活支援拠点についてどれくらいご存じなのか、また、拠点等に必要だと言われている機能について、現状はどうか、必要性をどれくらい感じておられるのかということを知っておきたいなということで、アンケートを実施させていただきました。

拠点等に必要な機能については、やはり皆さん大いに必要性を感じているものの、地域生活支援拠点ということの認知は低いなということがアンケートから見えてきましたので、説明会には地域生活支援拠点について、まず赤穂市の方針を知っていただくということと、方針の中で書かれています赤穂市全体を地域生活支援拠点にということもありますので、自分たちも拠点を担う一員なんだということを感じていただければいいな、これからみんなで拠点を整備していきましょうということを皆さんに押さえていただきたいなということで、説明会をさせていただきました。

説明会につきましては、障がい福祉係の方から方針説明、そのあと緊急時対応が皆さん関心が高いところではありましたので、模擬事例を使って意見交換をさせていただきました。緊急時といってもいろんな緊急時があると思うんですけども、模擬事例に使わせていただいたのは、主たる介護者が不在になったときを想定して事例検討させていただきました。主たる介護者が障がいがある方の介護等ができなくなった場合、事業所の自分たちはどういうふうに動いていったらいいのか、そのような事態が起こったときに何をしていたらいいのか、また、それが起こる前に何かできることがないかということを中心に意見交換させていただきました。

その中で意見として出てきましたのは、やはり日々の顔の見える関係づくり、情報共有が大事だなということと、相談となると相談支援専門員さんが主になっているのですぐに相談員さんのところに話を持っていかれるんですけども、事業所の自分たちも利用者さんのことをよく知っておかないといけないよねということ、アセスメントは本人さんだけでなく、家族とかいろんな情報は聞き取りしていけるんじゃないかということであったり、担当者会議や個別支援会議を活用して将来のこと、何かあったときのことを話していくことが大事じゃないか、緊急時に共通で使えるシートや仕組みが赤穂市の中であればもっとスムーズに対応していけるんじゃないか、あとは夜間対応、今までそんなに対応はないけれども、夜間に何かあったときにどこに相談していったらいいのか、というようないろいろな意見が出てきました。

1回の説明会だけではなかなか話きれないことも多くて、拠点整備につきましてはまだまだ見えていないところがたくさんあるような状況ですので、継続して皆さ

	んと話し合いを進めていく必要があるなど感じました。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありました。この件に関しまして、何かご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>この緊急時の受入体制のところの今後の方針で、支援者間のネットワークも重要であると、そのあとの説明を聞き漏らしたのもう一度お願いできますか。</p>
事務局	そここのところは、各機関の連携を進めていきたいということです。
委員	<p>緊急時の受入体制のところなんですが、今の相談支援専門員さんもすごく頼りにしているんですけども、その方たちというのは勤務が午後5時までとか土日は連絡がつかないとか実際にそういうことはあるようです。その時に、どうしたらいいのというときに、行政も休みだし、でもちょっと聞きたいこと、相談したいことがあっても、夜とかには連絡や話ができないというようなこともありますし、緊急時になると特に何とかしたいけど、どこに電話したらいいのかわからないというようなところがありますので、相談支援専門員さんをすごく頼っているんですが、限られた時間になってしまっているということが現実なので、何でもかんでも電話したりというのはだめなんですけれども、そういうときに連絡できる場所というのが必要なのかなということと、障がいのある人にとってやはり身近に話しやすい支援ができる人、ピアサポーターというのかちゃんとした相談員さんとかでもなくても、身近にそういう人たちがいるというのが、地区の民生委員さんとかになるんですかね、わからないんですが、地域でもなかなかそこまでうまくできていない方もおられますし。そういう中でやっぱり身近に支援できたり話しできたりする人というのがたくさんいるんじゃないかな。これからそういうボランティアさんじゃないですけど、そういう人たちもたくさん作っていかないと、急な時の対応というのができていかないのかなと思いました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。確かに相談支援専門員さんに全てというのは物理的に無理な面があります。やはり地域が関わってもらわないと、なかなかこの事業というのは進まないのかなというふうな気がしております。</p>
委員	<p>緊急時のときの話がありましたけれども、緊急時というのは日中だけではないです。今思ったんですけども、高齢者の安心コールですね、公的なものと離れた民間に委託されているようですけれども、そういうようなシステムを取り入れることは可能でしょうか。これから日中だけで済ませるといような状態はだんだん危険な状態になると思うんですけどもね。そういった違った方向からのものを取り入れていったらいいのになあと思いました。</p>
議長	緊急時の連絡体制というか連絡機能とか、そのあたりの考え方はどうですか。
事務局	障がい部局にも安心コールはありますので、ご相談いただいて設置条件に合っていれば設置することは可能かと思われます。
事務局	あと民生委員さんというお言葉が出たと思うんですけども、社会福祉課の方で民生委員の事務局も担当しております。民生委員さんは毎月1回集まる機会があり

	<p>まして様々な研修をしているんですけども、今のようなご意見があったということも会の時に伝えさせていただいて、身近な相談ということで民生委員さんにもご相談に乗っていただけるような体制も作っていきたいと考えています。貴重なご意見ありがとうございました。</p>
委員	<p>この地域生活支援拠点の整備の方針、面的整備でいくというこの方針については、私は賛成です。この基となる考え方が示されたのは10年も15年も前なんです。その当時は、24時間365日の相談体制や緊急対応を、箱物を作って、1,000万円とか1,500万円の予算でやれ、というのが国が示していた方向性で、そんな1,000万円、1,500万円で24時間365日どうやってやるんだと私たちはずっと思っていました。それがどんどん形を変えて、結局、これに対しての予算措置もなく市町で考えろと丸投げされて、でも親御さんや当事者の期待は高まるという中で、本当にこれを考えていくのは難しいというふうに思っているんです。</p> <p>そんな中でも、このようにやっていこうというふうに形を作られている赤穂市さんは大変すばらしいなと私は思っています。今の日本の中で緊急時の対応ができるのは、警察と救急車だけだと思うんです。精神科医療の中では、当番病院の仕組みができていますけれども、そういうふうな大きな仕組みができない限り、個々の相談員、個々の事業所だけで当事者や親御さんの期待に伝えていくというのは、残念ながら難しいです。ですので、平時から本人を中心に支援者との関係を築いて緊急になる前に気が付くとか、緊急時にはみんなで考えていくという、そういうことしか今の状況ではできないのかなと思っていて、赤穂市はそれに向けて大変努力をされているということを感じました。</p> <p>実は、当法人は上郡町からこの事業について、昨年9月から委託を受けているんです。実際何も動けていない状況なんですけれども、上郡町もどうしていいかわからない、その中で当法人と一緒に考えてほしいということで、上郡町は予算措置されたんですけども、今日お話があった説明会に向けての準備、それから説明会の内容は私たちも参考にして、上郡町でも頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひ情報交換を今後もさせていただきたいと思っております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。他にございせんか。</p> <p>何点かご意見等お伺いいたしましたけれども、今後の方針につきましては、この協議会で承認するというところでよろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし
議長	<p>ご異議なしですので、協議事項(1)については承認いたします。</p> <p>次に移ります。(2)令和3年度赤穂市障がい者基幹相談支援センター事業計画について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>資料9を基に、令和3年度障がい者基幹相談支援センターの事業運営業務委託事業計画について、説明させていただきます。</p> <p>これまでどおり、事業については基幹相談支援事業、地域生活支援拠点事業、障害者自立支援協議会サポート事業、理解促進等推進事業の4本柱で事業を実施しま</p>

す。先ほども少しお話をさせていただいたんですけれども、年々相談件数が増加してきているということもあって、事業の割合というのは考えていけないところかなと思っています。地域生活支援拠点事業につきましては、先ほども報告させていただきましたけれども、関係機関だけではなくて地域全体で障がいのある人もない人も安心して暮らしていける街づくりについて、話をしていく場を設けていけられればということで、表の中には拠点連絡会を年2回予定しています。8月はちょっと開催が難しいのですが、時期がずれたとしてもこういった機会をなるべく設けていきたいというふうに考えています。部会の運営については、基本のしごと部会、相談支援部会、こども部会、くらし部会を開催していくのですが、こちらが取り組んでいきたいなと思っているテーマとかもありますので、内容につきましては市と協議しながらなるべく開催していきたいなと思っています。ただ、新型コロナウイルスの感染拡大状況により、対面での部会開催が難しいような状況もありますので、最近は研修もZOOMとかを使ってやっていますし、そういったものを活用しながらなるべく皆さんが意見交換や考える機会を作っていけたらなと思っています。

いずれにせよ、基幹相談支援センターの役割というものをもう一度考えながら、市と協議して事業を実施していきたいと考えています。

以上です。

議長	<p>ありがとうございます。この件につきまし、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。</p> <p>特にないようでございますので、協議事項(2)については、承認するということがよろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし
議長	<p>異議なしですので、本事業計画につきましては承認いたします。</p> <p>基幹相談支援センターにつきましては、相談支援業務等非常にお忙しいとは思いますが、障がい者福祉の推進にこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>次に移ります。5. 情報提供・意見交換でございます。せっかくの機会ですので、何か委員の皆さんのからご意見等ございましたらよろしくお願ひします。</p>
委員	<p>1点だけこの場を借りてお話しさせていただきます。先ほど、本校の卒業後の一般企業就労7名ということで、昨年度、本当に地域の企業様にもご支援、ご協力いただきまして、無事に一般就労することができ、継続しております。</p> <p>実は1名が実際には職を辞めてしまった子がいます。問題はグループホームだったんです。グループホームでの生活が支援者の方との関係ですよね、そこが合わないと言ひますか、こちらが期待していた支援と実際にされていた支援とがずれてきていたというか、私たちもそこまで関与できませんし、話もよく聞いて送り出したつもりではあったんですけれども、そのところから崩れてしまい、仕事も辞めて今アルバイトを2つしています。働きたいという気持ちはあるんですけれども、まず、生活のところから崩れてしまったというところなんです。</p> <p>それと、今の経済状況もあるのと本校は県立学校ですし、いろいろなところから</p>

	<p>来ている子どももいますし、今姫路の方の大企業が特例子会社を作っているという関係もあって、どうしても就労先がそちらになりがちです。本当に赤穂仁泉病院の先生にはご支援、ご協力いただいて、介護の実習もさせていただくことになって本当に助かっているんですけども、なかなか赤穂で仕事がなく、先輩が行ったから次の年もというわけには至らなくて、先輩が行ったから、その枠がなくなったから次探そうね、というようになっているのが現実です。そういったところでグループホームの確保も市外で考えないといけないということもあるんですけども、赤穂に住んでいる子どもたちなのに、仕事が市外なのでグループホームを姫路で探さないといけないとかいうのは本末転倒かなというところでちょっと心苦しいところがあります。親御さんがご健在にもかかわらず、家庭の事情でおうちに帰れない子どもたちのグループホームというのを、何とか地域で考えていただけたらなと思いますので、今後とも本校のご支援をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。今の関連、もしくは委員さんの方で何かありましたらお願いします。</p> <p>ないようでございますので、次第の6. その他ですが、全般につきまして委員さんからご発言はありませんか。事務局の方は何かありますか。</p>
事務局	<p>それでは事務局からお願いをしたいことが1点と、連絡事項を1点させていただきます。</p> <p>社会福祉課からお願いしたいことですが、個別避難計画の件についてお願いをさせていただきたいと思っております。皆様ご承知のこととは存じますが、本年5月10日に個別避難計画の作成を市区町村の努力義務とすることなどを含む、災害対策基本法等の一部を改正する法律が公布され、5月20日に施行されたところであります。個別避難計画というのは、高齢者や障がいのある方などが災害時にスムーズに避難を行うことが可能となるように作成する、個々の心身の状況や地域の実情にあったお一人おひとりの個別の避難計画のことをいいます。</p> <p>兵庫県におきましては国のこのような動きに先駆けまして、平成30年度から防災と福祉の連携促進事業というものを実施しておりまして、個別支援計画の策定を進めております。国においては個別避難計画と呼んでいるんですが、兵庫県では個別支援計画という名称で事業を進めているところです。</p> <p>現在、赤穂市では今までに61件の個別支援計画を策定していますが、その61件の方は全て65歳以上の高齢者の方となっております。障がいのある方の計画がまだ作成できていないというのが現状です。昨年度、令和2年10月23日に開催されたくらし部会で、障がいのある方の災害時の現状と課題と備えについてという内容で協議を行いました。今後とも様々な機会を捉えまして、個別支援計画の策定の重要性についてお知らせさせていただきたいということと、福祉専門職の方を</p>

対象にしました防災力向上研修というのを兵庫県が主催で行っておりますので、参加の案内をさせていただきたいと思います。

実際にお一人おひとりにあった計画を立てるにあたっては、相談支援専門員の方にご負担をかけることになるというのは重々承知しております。先ほど来、相談支援専門員の方も事務が荷重になっているというのを聞きして、このようなことをお願いするというのも心苦しいところではありますけれども、近年の気象状況を見ますと、台風の時期じゃなくても大雨によって甚大な被害が次々と各地で発生しているような状況もありますので、個別支援計画の重要性もますます高まっていると思いますので、担当から個別に、また具体的に各事業所様などをお願いすることもあろうかと思いますが、その際にはぜひご協力をお願いしたいと思います。以上がお願い事項になります。

次に連絡事項になりますが、次回の本協議会の日程ですが、令和4年3月を予定しております。日程が決まり次第、ご通知を申し上げますので、皆様お忙しいところ申し訳ありませんが、出席方よろしく願いいたします。

本日は、貴重な意見を様々いただき、ありがとうございました。ご意見を受け止めまして、市としての対応を今後検討してまいりたいと思います。

事務局からは以上です。

議長	事務局からは個別支援計画のお願いがあったわけですが、何かご質問等がありますか。
委員	いま、避難、災害のことがでましたのでお尋ねするんですけども、これは障がい者、障がい児もなんですけども、家庭にいたときの状況で作成するということがよろしいでしょうか。
事務局	そうですね、お一人おひとりにあった計画ということですので。当然、家にいる場合だけではなく、学校におられてそこで被災される場合というものもあると思いますので、そういったことも勘案して全てを細かく考えてということになると思うので、それで一人ひとり作る手間といいますか、大変なことにはなると思うんですけども、家にいる場合だけではないというふうに私は認識しております。
委員	分かりました。本校自身の防災計画がなかなかうまくいっていない。施設にいる子どもたちもいて、ちょっと遅れているので学校として見直しているところにこの話がちょうど出たので、またそのあたりもあるということで、学校に持ち帰り教員と共有したいと思います。ありがとうございました。
議長	当然、そういうところも連携した計画づくりということいいですか。
事務局	地域でありますとか、関係機関全て含めて協議していくことになりますので、なかなか作成が進まないのはそこがネックにはなっているんですけども、やはりいろいろな機関と連携しないとその方を避難するという点については難しい面があると思いますので、そのように考えています。
議長	せっかくの機会ですので、この件以外にも委員さんからご意見等ございませんか。特にないようでございますので、本日の議題はこれで終了とさせていただきます。

これもちまして、令和3年度1回赤穂市障害者自立支援協議会を閉じさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。お疲れ様でした。
